

せつかくの、 資格。

介護福祉士等
の資格をお持ちの
皆さんへ



ご存知ですか？
あなたを生涯支える 介護の資格 届出制度

社会福祉法の改正により、2017年4月1日から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に都道府県福祉人材センターに届出ることが努力義務となりました。また、努力義務ではありませんが、就業中でも介護福祉士資格をお持ちの方は届出ができます。さらに、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、旧介護職員基礎研修を修了された方もぜひ、ご登録ください。

対象資格・研修

介護福祉士

介護職員
初任者研修

介護職員
実務者研修

旧ホームヘルパー
養成研修1級・2級課程

旧介護職員
基礎研修

登録された後、もう一度介護の仕事にチャレンジしたい方には、さらに次のようなサポート制度もあります。↓

〔離職した介護人材の再就職準備金貸付事業〕

介護職として一定の知識及び経験を有しながら離職した介護職員等に対し、介護職員等として佐賀県内で再就職するために必要な費用を貸付ける事業です。

- (必要な費用例)
- ・子どもを預けるために必要な費用
 - ・研修会受講料や参考図書の購入費
 - ・介護ウェアや訪問介護事業等に使用するカバン等の購入費
 - ・通勤用自転車やバイクの購入費
 - ・就職にあたり転居が必要な場合の転居費

①貸付対象者(佐賀県内に住民登録されている方で、以下の要件をすべて満たす方)

- (i) 介護職員等として実務経験1年以上有し、直近の介護職員等の離職日から1年以上が経過している方
 - (ii) 福祉人材・研修センターに求職の登録を行い、かつ介護人材再就職準備資金利用計画書を提出した方 など
- その他諸条件があります。

②貸付限度額 200,000円以内

③返還免除要件

佐賀県内の福祉施設等で、継続して2年以上対象業務に従事することで貸付金の返還義務が免除されます。

(お問合せ・ご相談は) 佐賀県社会福祉協議会 施設人材課 福祉人材・研修センター

電話 0952-28-3406

(受付時間 8:30~17:00 土日祝日除く)